

大分県報

令和二年
三月二日
号外（一四）

（月曜日）

目次

公 告

令和二年度全期技能検定の実施……………一
令和二年度前期技能検定の実施……………四

公 告

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり令和二年度全期（随時実施する二級、三級及び基礎級）技能検定を実施する。

令和二年三月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随時実施する等級別検定職種

1 二級

鍛造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス型鍛造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス型鍛造作業に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。）、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択す

る科目にあつては、機械板金作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に限る。）、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服縫製作業に限る。）、紳士服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、紳士既製服縫製作業に限る。）、帆布製品製造、家具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、紳士既製服縫製作業に限る。）、紙器・段ボール箱製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、段ボール箱製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、段ボール箱製造作業に限る。）、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成形作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業に限る。）、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法及びプラント配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業及びプラント配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーリング防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーリング防水作業に限る。）、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、表装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、壁装施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、壁装作業に限る。）、塗装（学科試験

令和二年三月二日

大分県報号外（公告）

一

験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）及び工業包装

注 随時実施する二級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「旧規則」という。）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 三級

鍛造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス型鍛造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プレス型鍛造作業に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシンングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシンングセンタ作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。）、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服装製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服装縫製作業に限る。）、紳士服装製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、紳士既製服装製造法に、実技試験のうち、受検者が

が選択する科目にあつては、紳士既製服装縫製作業に限る。）、帆布製品製造、家具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業に限る。）、紙器・段ボール箱製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、段ボール箱製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、段ボール箱製造作業に限る。）、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成形作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業に限る。）、パン製造、火腿・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法及びプラント配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業及びプラント配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーリング防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーリング防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、表装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、壁装施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、壁装作業に限る。）、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）及び工業包装

注 随時実施する三級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 基礎級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、

婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装

注 随時実施する基礎級の検定試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験によって行う。

三 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 手数料

随時実施する二級、三級及び基礎級の手数料は、一八、二〇〇円とする。

(二) 実施期日

令和二年四月一日（水）から令和三年三月三十一日（水）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 手数料

手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日

令和二年四月一日（水）から令和三年三月三十一日（水）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

2 提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一

大分県職業能力開発協会

電話（〇九七）五四二―三六五一

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙は、大分県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。

六 合格者の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、本人宛書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

随時実施する二級、三級及び基礎級の技能検定合格者に、大分県知事から交付する。

七 その他

全期技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。したがって、随時実施する二級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。随時実施する三級の試験については、当該職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。随時実施する基礎級の検定試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができる。

きるものとする。なお、不明な点については、大分県商工観光労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり令和二年度前期技能検定を実施する。

令和二年三月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 実施する等級別検定職種は、次の表に掲げるとおりとする。

等級	検定職種	学科試験のうち、受検者が選択する科目	実技試験のうち、受検者が選択する科目
園芸装飾			
造園			
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業	
放電加工	数値制御形彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業	
鉄工	製缶作業法 構造物鉄工作業法	製缶作業 構造物鉄工作業	
建築板金	内外装板金施工法 ダクト板金施工法	内外装板金作業 ダクト板金作業	
工場板金	曲げ板金加工法 打出し板金加工法	曲げ板金作業 打出し板金作業	
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て			

一級
二級

電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
光学機器製造	光学ガラス研磨法	光学ガラス研磨作業
建設機械整備		
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
印刷		
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
石材施工	石張り施工法 石積み施工法	石張り作業 石積み作業
とび		
左官		
築炉		
ブロック建築		
タイル張り		
畳製作		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工法 シリリング防水施工法 改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法 FRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シリリング防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 FRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業

単一 等級	塗料調色	路面標示施工	フラワー装飾	とび	建築大工	電子機器組立て	機械検査	仕上げ	機械加工	造園	園芸装飾	フラワー装飾	塗装	表装	化学分析	サッシ施工	熱絶縁施工		
	溶融ペイントハンドマーカー 施工法							機械組立仕上げ法	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法				建築塗装法 金属塗装法	壁装施工法			保温保冷施工法	銅製下地施工法 ボード仕上げ施工法 化粧フィルム施工法	
	溶融ペイントハンドマーカー 工事作業							機械組立仕上げ作業	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業				建築塗装作業 金属塗装作業	壁装作業			保温保冷工事作業	銅製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 化粧フィルム工事作業	

二 試験の方法
 実技試験及び学科試験によって行う。
 三 技能検定の手数料、実施期日、実施場所等

令和二年三月二日

- 1 実技試験
- (一) 手数料
 一級、二級、三級及び単一等級の手数料は、一八、二〇〇円とする。
 ただし、次のイからハまでに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。
 イ 実技試験の二級又は三級を受けようとする者であつて当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において三十五歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）に係る手数料は、九、二〇〇円とする。
 ロ 実技試験の三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、一、一〇〇円とする。
 ハ イ及びロのいずれにも該当する者に係る手数料は、三、一〇〇円とする。
- (二) 実施期日
 令和二年六月八日（月）から同年九月十三日（日）までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。
- (三) 実施場所
 大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。
- (四) 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ令和二年六月一日（月）に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。
- 2 学科試験
- (一) 手数料

大分県報号外（公告）

手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日
 検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。
 ただし、一の表において、選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る
 学科試験に限る。

検 定 職 種	実 施 期 日
三級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、フラワー装飾	令和二年七月十二日（日）
一級及び二級 造園、光学機器製造、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	令和二年八月二十三日（日）
一級及び二級 機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工	令和二年八月三十日（日）
一級及び二級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 単一等級 路面標示施工、塗料調色	令和二年九月六日（日）

四 受検申請の手續

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一

大分県職業能力開発協会

電話 (〇九七) 五四二―三六五一

3 受付期間

令和二年四月六日（月）から同月十七日（金）まで。ただし、郵送による申請書は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 受検申請に関する注意

- (一) 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会に交付する。
 なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの）を同封すること。
- (二) 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
 なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

六 合格者の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、三級職種については令和二年八月二十八日（金）、一級、二級及び単一等級職種については、同年十月二日（金）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに掲載し、本人宛て書面で通知する。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、三級職種については令和二年八月二十八日（金）、一級、二級及び単一等級職種については、同年十月二日（金）に本人宛て書面で通知する。

3 技能検定合格証書の交付

- (一) 技能検定合格証書
 一級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、二級及び三級の合格者には、大分県知事から交付する。
- (二) 技能士章
 一級の合格者には一級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、二級の

合格者には二級技能士章、三級の合格者には三級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

七 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工観光労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。

令和二年三月二日

大分県報号外（公告）

七